

行動指針（モデル）

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

1、人権の尊重

利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービスの提供に努めます。

2、サービスの質の向上

常に利用者の立場にたって良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めます。個人の尊厳や個性に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供の実現のため、リスクマネジメント体制の構築・強化、人材育成等に努めます。

3、社会、地域との関係の継続

利用者の生活が施設やサービスの中で完結することなく、家族や知人・友人、地域住民との関係が継続、さらに促進されるよう支援します。

4、生活・ケア環境の向上

良質かつ安心・安全なサービス提供を実現するため、利用者の生活環境・ケア環境の整備に努めます。

5、地域福祉の推進

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な関係機関、組織、個人との連携・協働を主導して地域の福祉課題に取り組みます。

6、公共的・公益的取り組みの推進

低所得者の支援や既存の制度では対応できない地域の生活課題、福祉需要に即応した先駆的、開拓的な取り組みを推進します。

7、アカウントビテリィー（説明責任）の徹底

福祉サービスの社会に与える影響の大きさを自覚し、利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、積極的な情報開示、情報提供等に努め説明責任を果たします。

8、行政との連携・協力の促進

地域の福祉増進に向けて、行政との連携・協力を図り、かつ健全な関係を保持します。

9、トータルな人材マネジメントの実現

経営理念に基づき、目指す事業経営を実現するため、期待する職員像を内外に明示し、トータ

ルな人材マネジメントシステムを構築します。

10、職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するための賃金改善はもとより、それにとどまらない職員処遇全般の向上に取り組みます。

11、働きがいのある職場の実現

円滑なコミュニケーションの下、職員が仕事を通じて成長と達成を実感できる職場づくりを進めます。

12、職員育成の充実

法人の期待する職員像に基づき、職務能力の開発及び全人的な成長を目的とした人材育成に取り組みます。

13、コンプライアンス（社会的ルールの遵守）の徹底

社会福祉法人組織やその事業を実施する上での関係法令はもとより、法人の理念や諸規程さらには広く社会的ルールやモラルを遵守した経営に努めます。

14、ガバナンス（組織統治）の確立

コンプライアンスを徹底し、公正かつ透明性の高い適正な経営を可能にする実効性のある組織体制を構築して組織全体を適切に統治します。

15、財務基盤の安定化

公共性の高い事業活動の推進及び信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

16、経営管理者の役割の遂行及び経営責任の明確化

社会福祉法人の経営管理者は、リーダーシップを発揮し、「社会福祉法人行動指針」の実践に努めます。また、趣旨に反する事態が発生した場合は、経営者自らが問題解決にあたる姿勢を明確にし、原因を究明するとともに説明責任を果たし、再発防止に努めます。